

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（新谷田地区）計画の変更を平成三十年八月十七日認可した。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

行田市